

板橋区議会交際費支出基準

(平成20年12月5日議長決裁)

(令和元年11月21日一部改正)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区議会交際費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 交際費とは、板橋区議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出の相手方)

第3条 交際費の支出の相手方は、議会運営及び区政運営に直接かつ密接な関係にある個人や団体とする。

(支出項目)

第4条 交際費の支出項目は、次の各号とし、支出内容及び支出金額は、別表のとおりとする。

(1) 会費

(2) 慶祝

(3) 弔慰

(4) 見舞

2 前項各号に規定するもののほか、議会運営上特に議長が必要と認めるときは、支出することができる。

(交際費の公開、公表)

第5条 交際費の支出に係る公開請求があったときは、東京都板橋区情報公開条例に基づき、公開するものとする。

2 交際費の支出状況は、板橋区ホームページにおいて公表するものとする。

(交際費の見直し等)

第6条 議長は、交際費の支出内容及び金額が区民感覚とかけ離れることなく、また、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(別表支出項目(1)会費補足追加)

付 則

この基準の一部改正は、令和元年 11 月 21 日から施行する。

(別表支出項目(3)弔慰一部追加)

別 表

支出項目別基準額

(1) 会 費

① 会費の明記が定められている場合	定められている額
② 会費の額が定められていない場合	1万円以内で、相当と認められる額

※次の四団体に対する会費支出については、正副議長、各会派幹事長（交渉会派のみ）まで認める。

- ①板橋産業連合会、②板橋区商店街連合会、③板橋区町会連合会、
④板橋区観光協会

(2) 慶 祝

祝 金		金額
区議会議員	本人（結婚）	30,000円
	本人（出産）	20,000円

(3) 弔 慰

香 華 料		香料	花輪
区議会議員	本人	30,000円	○
	配偶者	20,000円	○
	子	20,000円	○
	父母	20,000円	○
	兄弟姉妹	10,000円	
議員待遇者	本人	20,000円	○
	配偶者	10,000円	○
都議会議員（区選出）	本人	20,000円	○
	配偶者	10,000円	○
国会議員（区選出）	本人	20,000円	○
	配偶者	10,000円	○
ブロック・隣接区議会議長		10,000円	○
区長（前職を含む）		30,000円	○
副区長・教育長・常勤監査		20,000円	○
区行政委員	本人	20,000円	○
	配偶者	10,000円	○
区内官公署の長		10,000円	○
区内公共的団体の長		10,000円	○
区内公共的団体の長に準ずる者で、特に議会運営、区政運営において直接かつ密接な関係にあった者		10,000円	○

※弔電は、議長が出席できない場合に行う。

※上記の区内公共的団体の長に準ずる者の団体、役職は以下のとおりとし、直接かつ密接な関係にあった者とは区政功労者等を指す。

団 体 名	役 職 名
板橋産業連合会	副会長
板橋区商店街連合会	副会長
板橋区町会連合会	副会長、支部長
板橋区観光協会	副会長

(4) 見 舞

見 舞 金		金額
区議会議員	本人	20,000円
	配偶者	10,000円
議員待遇者		10,000円
都議会議員（区選出）		10,000円
国会議員（区選出）		10,000円
区常勤特別職		20,000円
区行政委員		10,000円

※傷病見舞は療養（入院）14日以上とする。